

退職給付会計における2つの変化

- BritishかAmericanか、それが問題だ -

臼杵政治

日本大学大学院国際情報学科、ニッセイ基礎研究所

Two Changes in Accounting Principles of Pension Plans

- British, or American : that is the question -

Masaharu Usuki

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural School, and

NLI Research Institute

In the last few years, we have witnessed two alterations in financial accounting and reporting rules concerning pension plans. In the United Kingdom, accounting rule FRS 17, which stipulates the immediate recognition of actuarial gains and losses, will come into force in 2005. Meanwhile, in the United States, FAS 132 was amended in 2004 to stipulate the detailed disclosure of financial expectations and results of pension plan operations and management policies. It is probable that one of these two changes will spread to financial reporting in Japan, as IASB has already adopted them in its new rules. The financial impact that the adoption of these two changes could have in Japan is ambiguous, and depends in large part on investor behavior. Considering the similarity to current accounting standards and the consistency with their underlying concepts, it is more likely for Japan to introduce a comprehensive disclosure rule for pensions similar to FAS 132 in the U.S than the immediate recognition of actuarial gains and losses similar to FRS17 in the U.K.

キーワード：数理計算上の差異、FRS17、IAS19、FAS87、遅延認識、期待運用収益、資産負債観、収益費用観

はじめに

2000年に導入された退職給付に関する会計基準（以下「新会計基準」とする）は、わが国の企業年金や退職金の運営に多大な影響を及ぼした。第1に、従来はオフバランスであった年金の積立不足が退職給付引当金として、バランスシートに計上され、それが株価や格付けなど企業の評価に悪影響を与えると懸念された¹。

第2に退職給付費用が損益計算書に計上されることにより、退職給付のコストが掛け金拠出分に限られないことが明らかになった。その結果、企業は退職給付費用を賃金と同じく人件費（労務コスト）の一部として認識し、管理するようになった。

第3に導入後、市場金利と歩を同じくした割引率の低下による退職給付債務の増加に、資産の運用利回りの悪化が重なって、積立割合が低下し、積立不足額が膨れあがった。導入翌年以降も積立不足が増加したことから、企業経営者は退職給付制度の変動をいかに抑えるか、頭を悩ませるようになった。

これらの結果、企業経営者及び年金管理者は、資産運用面において株式などリスクの高い資産への配分を抑える一方、ヘッジファンドなど株式との間でリターンの相関の低い資産への投資を増やしてリスク分散を図るようになった。制度設計面では、厚生年金基金における代行部分の政府への返上、年金制度の終了、確定拠出年金の導入、キャッシュバランスプランやポイント制の導入、給付の減額、などの対策を取ってきた。新会計基準は企業経

¹ 退職給付に関する新会計基準の数値と株価など企業評価との関係については、佐々木(2004)、岩田・深澤(2004)などが詳しい。

営に大きな影響を与えた。

新会計基準導入の背景の1つに、国際的な会計基準収斂の動きがあった。ところが、英米では、わが国の新会計基準のモデルとなった会計基準が見直されようとしている。その動きがわが国に波及すれば、企業年金の運営が再び荒波に襲われかねない。

1. 英国及び国際会計基準 - 数理計算上の差異を即時認識

海外における年金会計基準見直しのポイントの第1は、数理計算上の差異の認識タイミングにある。数理計算上の差異とは、債務の割引率や資産の運用利回りなどの実績が当初の想定と異なったり、これらの前提を変更したりした場合に生じる追加的な債務や資産を指す。従来、米国の財務会計基準書 87号 (Financial Accounting Standard 87 または FAS87) や国際会計基準理事会 (International Accounting Standard Board または IASB) による退職給付に関する会計原則、国際会計基準第 19号 (International Accounting Standard 19 または IAS19) では、数理計算上の差異が年金債務と年金資産の大きい方の 10% を超えた場合に初めて、その超過額を費用 (負債) や収益 (資産) として認識する (コリドー・ルール)。しかも、その際に従業員の残存勤務年数の間に繰り延べて認識できる。残存勤務年数が 10 年であれば、超過額を 1 割ずつ認識 (償却) していけばよいのである。わが国の新会計基準でも、数理計算上の差異は従業員の残存勤務年数以内に遅延認識することになっている。

ところが、この遅延認識を認めない会計基準が英国で制定された。これまで英国では企業年金について、1988年に制定された会計実務基準報告書第 24号 (Statement of Standard Accounting Practice 24、または SSAP24) が適用されてきた。SSAP24 は年金数理の長期的観点から毎年の費用を計算しており、その費用が実際に拠出された掛け金を上回る場合に、差額を負債に計上する仕組みであった。そのため、年金資産・負債の時価 (公正価値) がバランスシート上の負債 (引当金) に直ちに反映されてはいなかつ

た。また、数理計算についても、裁量性が大きく、決算操作が容易であると批判されていた。

これに代わって、2005年から導入されるのが、財務報告基準書 17号 (Financial Reporting Standard 17 または FRS17) である。この基準では、年金の債務と積立金との差額を負債 (引当金) として認識するだけでなく、国際会計基準やわが国の会計基準から一歩進めて、数理計算上の差異の遅延認識を認めない。損益計算書とは別に資本の増減を表す総認識利得損失計算書という勘定で、その期に発生した数理計算上の差異を全て即時に認識する。

この差が特に大きく出るのが、運用利回りが低下した場合である。実際の運用利回りが会計上の期待運用収益率より低い場合、わが国の新会計基準や FAS87 などでは、両者の差が数理計算上の差異として、長期にわたり、平準化されて認識される。

すなわち、損益計算書上の退職給付費用は
退職給付費用 = 勤務費用 + 利息費用 - 期待運用収益 + 数理計算上の差異の認識・償却費用
として計算される。実際の利回りが期待よりも低かった場合の差の一部だけが、この式の最後の項「数理計算上の認識費用」に含まれて、利益さらに資本を減少させる²。

ところが、FRS17では、総認識利得損失計算書において、その年の数理計算上の差異を即時に全額認識する。他の費用を無視すると、結局、(勤務費用 + 利息費用) から実際の運用収益を控除し、さらに税効果分 (繰り延べ税金資産) を反映した額だけ、株主資本が減少する。

FRS17の動きは、国際会計基準にも波及しつつある。2004年末にIASBは、IAS19の改定を決定した。2006年から適用される予定の新IAS19には、3つの柱がある。1つは、開示事項 (ディスクロージャー) の拡大・充実であり、もう1つが多数事業主制度のIAS19の適用拡大・適用方法の明確化である。

残る1つが、従来のコリドー・ルールの下での遅延認識を選択肢として残したまま、数理計算上の差

² 正確には負債の増加から、繰り延べ税金資産など税効果分を控除した後、資本の減少分が決まる。

異の全額を「認識済損益計算書 (Statement of Recognized Income and Expenses)」という財務諸表で、発生した時点で即時認識する扱いも選択できるようにしたことである。後者を選択すれば、英国の FRS17 と同じく、毎期末の株主資本に年金の積立不足を全て反映する会計基準になる。

欧州では、欧州共同体 (EU) 指令により、英国を含めた欧州各国の上場企業は全て、2005 年から国際会計基準に従わなくてはならない。その際、IAS19 が数理計算上の差異の遅延認識しか認めないままなら、英国の企業は即時認識を求める国内基準 FRS17 と IAS19 のどちらを適用すべきなのか、股裂き状態に陥る。改定 IAS19 が示した選択制は、この事情を斟酌した結果といえよう。

2. 即時認識の理論的背景

なぜ、遅延認識が即時認識に改められなくてはならないのか。現在、数理計算上の差異の他、過去勤務債務や会計基準移行時に生じる差異、の3つについては、遅延認識を認める扱いが多い(表1)。

このように時間をかけて債務を認識・償却していく方法は、年金制度の掛け金拠出額を決めるための数理計算ではごく普通にみられる。その意味で、保険数理的アプローチと呼ぶことができる。これに対して、決算時点での経済的価値(公正価値)をバランスシートに反映させるべきだとすれば、遅延認識ではなく、即時認識を求めることになる。これは時価主義的アプローチである。

この両者の選択は、1985年の米国の FAS87 制定時から、議論になった。遅延認識を認めたその時の米国財務会計基準理事会 (Financial Accounting Standard Board、以下 FASB とする) による理由書(パラグラフ 173 以下³⁾)では、未積立債務や超過積立債務の変動はいろいろな関連事象を正確に予測することができないために生じるので、「見積もりの見直しによる影響をそれが行われた年度に全額認識すれば、制度の積立状態の当該年度における実際の変

表1：未認識年金債務の
各国別会計基準における扱い比較

	FRS17(英)	FAS87(米)	IAS19 (国際会計 基準)	新会計基準 (日本)
数理上の差異	全額を即時認識(総認識利得損失勘定)	10%回廊方式。範囲外の分は一定期間で認識。	10%回廊方式。範囲外の分は一定期間で認識。	原則として従業員の平均残存勤務年数以内で均等認識(即時認識も可能)。
過去勤務債務	給付の受給権が確定するまでの期間で均等認識(損益勘定の営業費用)。	従業員の平均残存勤務年数で均等認識。	給付の受給権が確定するまでの期間で均等認識。	原則として従業員の平均残存勤務年数以内で均等認識(即時認識も可能)。
会計基準移行時差異	即時認識	平均残存勤務年数または15年の内、15年を越えない期間内に認識	5年以内に認識	15年以内に認識

動を反映していない報告額の変動性を生じさせる結果になろう」としている。

つまり「利得と損失を、それらがその後の変動によって相殺されない部分に限って、将来の期間にわたって認識することを規定している」という。変動には相殺される部分と相殺されない部分があって、相殺されない部分だけを時間をかけて認識すればよい、というのである。

当時は、FAS87のように発生給付評価方式で債務を計算し、積立不足をバランスシートに負債計上するだけで画期的な改革であった。それに対し企業経営者や年金関係者からは、年金制度運営の自由度を損なうと反対が強かった⁴。実務からの FAS87 反対論に配慮した激変緩和措置として、遅延認識が認められた面も否定できない。

FAS87 だけではない。1983年に IAS19 を制定した IASB はその後、1993年、1998年の改定により債務の評価方法を発生給付評価方式に一本化しつつも、コリドー・ルールや遅延認識を維持する保険数理的アプローチを採った。その背景には、数理計

³ 三菱信託銀行誌(1997)による。

⁴ 実務家が、FAS87 導入に消極的であった事情は、Clark(2003)、伊藤他(2004)、今福(1996)などに詳しい。

算上の差異のような変動はいずれ長期的に相殺される、それを即時認識すると非経常的・単発的事象により財務諸表が歪められる、という考えだけでなく、やはり、即時認識を求めると、債務（資本）の変動が過大になり、年金制度運営に支障を来すという政治的・実務的な考慮があったと考えられる。

しかし、FRS17や改定IAS19にみられるように、この数年、保険数理的アプローチから時価主義的アプローチへの移行が進みつつある。背景として、1998年に公表された、金融商品に関する国際会計基準39号（IAS39）にみるように、1990年代後半以降、退職給付に止まらず、財務会計基準全体に時価主義に近い、あるいは資産・負債の公正価値の報告を重視するアプローチが広がったことが指摘できる。退職給付会計もその影響を免れない。そこで2004年4月に発表された、改定IAS19の公開草案についてその根拠を論じた理由書（Basis for Conclusions、以下BCとする）をみてみよう。

ここでは、遅延認識の根拠として、FAS87を制定したFASBの理由書とほぼ同じく、即時認識は損益や資産負債に必要な以上の変動を与える（BC6（a））、数理計算上の損益は、長期的には互いに相殺される、即時認識した場合に、その変動が期間損益を圧倒するほど大きくなる（BC6（b））という3点があったとした。

しかし、IASBは、第1と第2の理由を受け入れないとした。第1に即時認識をしないと、経営者の裁量による数値を受け入れることになる。変動が大きくても、現在の最善の見積もりを操作なしに受け入れることでよりよい情報を提供できるという。第2の数理計算上の損益が将来相殺されるだろうという仮定も合理的ではないという。それでは将来の価格（リターン）を予測できることになるからである。実際には、将来のランダムであり、必ず相殺されるわけではない。

即時認識すると、期間損益への変動が大きいという第3の点についても、それは確定給付制度のリスクが、一般事業よりも大きいことを示している（BC8）という。

この理由書には、最近、IASBや英国の会計基準

理事会（Accounting Standard Board、以下ASBとする）でみられる、「資産負債中心観」に近い考えの影響がみられる。それは資産・負債の時価の変動による純資産の増減を忠実に財務諸表に反映させ、それに整合的な形で損益を計上することを、業績開示の第1の目的とすべきであるという考えである。

このような公正価値を反映したバランスシート重視の考え方が強くなってきた背景として、第1に金融取引の比重が大きくなり、企業の株主資本の価値が金融資産・負債の価格変動に左右されるようになったことがある。そのため、金融資産や負債の時価をバランスシートに反映させるべきだというのである。有形固定資産など事業用資産の価格には、個別事業ののれんまで含めるため、客観的な市場価値を決めるのは難しい。しかし、金融資産や負債であれば、市場が平均的に期待する将来のキャッシュフローの現在割引価値である公正価値（時価）によって評価できるというのである。

第2の背景として市場の価値を評価に使うことで、経営者の裁量を排除し、企業間の比較可能性を高めることができるという考えがある。

このようなバランスシート重視の考えに立った場合、毎期の業績報告としては、当期利益ではなく、バランスシート上の株主持ち分（純資産）と整合的な（クリーンサープラスの関係にある）包括利益が重視される。

したがって、即時認識されて、一度、包括利益に含まれた数理計算上の差異を、後の期に損益計算書上で再度認識し、純利益に含める（リサイクルする）必要はない。実際、英国の会計基準では他の評価損益と同様に数理上の差異もリサイクルされない。項目によってリサイクルを認めている国際会計基準でも、数理計算上の差異のリサイクルは認めなかった。

従来のIAS19やFAS87ではまず債務の評価があり、それに合わせて退職給付費用が計上されている点では、資産負債中心の利益観に近いといえる。しかし、遅延認識により費用を長期に配分し、回廊により非経常的で重要でないと考えられる収益費用の認識を繰り延べている点では収益費用中心の利益観ともいえ、結局、両者の折衷とされている。この観

点からあえて位置づけるなら、英国 FRS17 はもちろん、IAS19 も、資産負債中心観に一步を踏み出して、退職給付会計を再構成しようとしているといえるのではないか。

ただし、IASB では期間損益の認識方法（業績報告プロジェクト⁵）について、完全には合意していないこともあり、従来の損益計算書の外での即時認識を選択的に認めることにした。

3. 英国における即時認識の年金運営への影響

では、数理計算上の差異を即時認識するようになると、企業年金制度にどのような影響があるのか。即時認識による開示が始まった英国をみてみよう。

実際には、FRS17 は 2005 年以降の決算期から適用される。しかし、会計基準理事会（Accounting Standard Board）の奨励もあって、すでにいくつか

の企業が FRS17 での開示に踏み切っている。その 1 例として、ブリティッシュ・テレコムが 2004 年 3 月決算で従来の SSAP24 と新しい FRS17 での年金資産・負債を開示しているの、その影響を確かめてみたい（表 2）。

まず、損益計算書に計上される年金費用（1 行目）では、両者に大きな差がない。ところが、時価の変動を反映する FRS17 の総認識利得損失計算書には、33 億ポンド（税効果後で 24 億ドル）のプラスが発生する。SSAP24 で 13 億ポンドだった総認識利得損失が、もしも FRS17 が採用されていれば、37 億ポンドになる。

これは 2003 年度の年金資産運用が好調だったことを反映している。資産運用が不調だった 2002 年は、年金費用は 5 億ポンドだったものの、FRS17 を適用すると、SSAP24 による総認識利得損失に比べて、76 億ポンドものマイナスが発生していた。このように FRS17 を適用すると、総認識利得損失が

表 2：ブリティッシュ・テレコムの財務諸表にみる SSAP24 と FRS17 の比較

（2004 年 3 月末決算：単位 100 万ポンド）

< 損益計算書・総認識利得損失計算書への計上額 >
純年金費用と総認識利得損失の比較（費用の増加をプラスの符号とする）

	SSAP24	FRS17
税引前当期利益に計上されている年金費用	404	494
参考：当期税引前利益	-1,461	
（以下は FRS17 のみ）		
期待運用収益と実際運用収益の差額		-4,130
給付設計に関わる損益		290
基礎率変更による費用		500
ネット総認識利得損失への影響 = + +		-3,340
参考：当期総認識利得損失	-1,328	-3,666
		(=-1,328-3,340*0.7)

< 貸借対照表への計上額 > （100 万ポンド）
年金負債（引当金）の比較（負債の増加をプラスの符号とする）

	SSAP24	FRS17
	2003 年 12 月末	2004 年 3 月末
年金資産（公正価値）		-26,900
年金債務		32,036
ネット積立不足	-1,172	5,136
同上税効果考慮後負債	-795	3,595
		(=5,136*0.7)
内 SSAP24 によるネット前払（資産計上）分	-795	795
参考：株主資本（正の純資産をプラスの符号）	3,094	-1,296
		(=3,094-3,595-795)

⁵ 「包括利益報告（Reporting Comprehensive Income）」プロジェクト。通常の営業活動や財務活動の損益と、評価損益などそれ以外の事由による純資産の増減を、1 つの報告書にまとめて開示しようというプロジェクト。3 年以上の協議にもかかわらず、その方法や分類・仕分けなどについて、IASB がまだ合意に達していない。

運用実績によって大きく増減する。

さらに貸借対照表をみると、SSAP24 では 12 億ポンド（税効果後で 8 億ポンド）の前払い年金費用

が資産として計上されるのに対して、FRS17では52億ポンド(税効果後で36億ポンド)が引当金として計上される。SSAP24での株主資本は31億ポンドであったので、FRS17の下では差し引き13億ポンド(=31億ポンド - 8億ポンド - 36億ポンド)の債務超過となる。このように数理計算上の差異を即時認識すると、その時点での積立不足が全額貸借対照表に反映されるため、債務超過となる。

実際、SSAP24では株主資本(純資産)がプラスであっても、FRS17を使うと、2004年3月時点で債務超過になってしまう企業は、ブリティッシュ・テレコムだけではない。確定給付年金を持つ英国の大企業では、ブリティッシュ・テレコムにかぎらず、年金資産が株主資本の数倍に達する例が多いからである⁶。仮に年金資産が株主資本の5倍ある企業で、数理計算上の差異を即時認識すると、資産の運用利回りがマイナス20%であれば株主資本がゼロになってしまうことになる。

このようにFRS17の下では、運用収益や割引率(金利)の変動により、企業の損益・財務の変動が大きくなる。これに対応して、企業は、運用収益や基礎率の変化が企業財務・企業評価に与える影響を最小化するよう、リスクを抑制あるいは回避する方法を模索している。1つが債券へのウェイトを増やす資産配分であり、もう1つが確定給付年金への新規加入の停止や制度の終了など給付設計の見直しである。

まず、資産配分をみると、表3のように、内外株式への資産配分が最近のピーク(2000年)の76%から、2004年3月には67%に減少している⁷。一方、インフレ連動債を含めた債券投資が、同じ時期に19%から29%に増えている。

制度設計の変更はより鮮明である。顧問数理人協会(Association of Consulting Actuaries)の調べでは、確定給付年金の内、63%が新規加入を認めず、

⁶ ユニリーバでは年金資産が株主資本のおよそ2倍、英国航空でも4倍~6倍にも達している。

⁷ 小売り大手ブーツ社の年金は、2000年から2001年にかけて、運用資産の75%を配分していた株式を全て売却し、満期が30年程度の債券に乗り換えた。しかし、これだけ大がかりな債券へのシフトは他には見られない。

表3：英国企業年金の資産配分
(給付建て年金の各年3月末)

	国内 株式	国外 株式	国内 債券	国外 債券	内外 物価 連動 債	現預 金	不動 産	(%)	
								その 他	1
1993	59	23	4	5	3	3	2	2	1
1998	55	19	9	4	4	7	2	-	-
1999	55	18	11	4	4	6	2	-	-
2000	53	23	11	4	4	3	2	-	-
2001	50	23	13	4	5	3	2	-	-
2002	47	26	15	2	6	2	2	-	-
2003	42	25	19	2	8	2	2	-	-
2004	40	27	20	1	8	2	2	-	-

(出所: Hewitt Bacon&Woodrow, *Pensions Pocket Book*, 2004)

9%が現在の加入者に対しての新たな給付の付与を停止しているという。多くの企業は新入社員には代わりに確定拠出年金を提供している。

もっとも、これらの変化をFRS17の影響と言い切るには疑問もある。株式のリターンが、2002年まで3年連続でマイナスとなり、掛け金の負担増に耐えられなくなったことが制度変更の原因ともいえる。

この疑問について、Klumpes et al. (2003)の研究では、従来の会計基準からFRS17に基準を変更した場合とそうでない場合に分けて、積立割合の低下幅と制度終了との関係を比較している。それによると、会計基準を変更した企業の中で、年金制度を終了した企業の積立割合の低下幅は、終了していない企業の低下幅よりも有意に大きかった。会計基準変更による積立割合の低下が、制度終了を促したと考えられる⁸。

4. 米国におけるFAS132の改定とその影響

(1) 改定の内容とその背景

最近の会計基準の変更として、もう1つあげられるのが、米国における年金や医療の開示基準である財務会計基準書132号(FAS132)の改定を通じた、開示の拡大である。

2003年12月に発表された、改定FAS132では、新たに1.資産配分割合、2.投資政策・戦略、3.

⁸ 他方、会計基準を変更していない企業の方が変更している企業よりも制度を終了させた割合が高かった。これは本体の負債比率や年金の積立割合など経営状況が悪化している場合には、会計基準を変更しないままに、制度を終了しているためと考えられる。

期待収益率の算定根拠、4. 累積給付債務(ABO)、5. 給付額及び6. 掛け金拠出額の予測、7. 基礎率の一覧、8. 年金費用・年金債務などの測定日、9. 年金資産・債務の調整(計算)過程、10. 四半期の年金費用の構成要素、を開示することになった(表4参照)。

FAS132が見直された背景の1つには、同87号(FAS87)による期待収益率が高すぎるという批判がある。FAS87でも、期待運用収益率が高すぎると、期待運用収益が嵩上げされるので、純年金費用が過小評価されることになる。2000年から2002年にかけてのように運用収益がマイナス(運用損失)の場合にも、多額の

期待運用収益を控除して、年金利益(マイナスの純年金費用)を計上する例が少なからずみられた。

英国企業ほどではないものの、米国の大手企業でも年金資産が株主資本の2倍程度に達している。つまり、期待収益率を1%高くすると、年金費用が株主資本の2%減少し、同じだけ株主資本利益率(ROE)も改善する。ところが、大手企業では利益が予め決めた一定の水準に達することを条件に、経営者にボーナスが支給されてきた。そのため、経営者が期待収益率を高水準に設定し、利益を高くみせて、自らの報酬を確保していると批判されたのである。エンロン事件を受けて情報開示内容の厳正化に取り組んでいた証券取引委員会(SEC)も、期待収益率が高すぎると疑問を呈した。

第2に、期待収益率に止まらず、年金債務や年金費用についても、将来のキャッシュフローや収益に

与える影響を予測し、また会計基準の保守性や利益の質を評価するためには、それまで開示されてきた情報だけでは不十分だという指摘があった。

改定FAS132の基準書でも、利用者から、年金資産の内容及び年金費用を計算する際の期待運用収

表4：改定FAS132で求められる開示

開示項目	開示の内容
1 資産配分割合	主要な資産クラス(株式、債券、不動産、その他)について配分を開示
2 投資政策・投資戦略	投資政策・投資戦略について、目標配分割合などを含めて説明
3 長期期待収益率の根拠	長期期待収益率の根拠を記述。過去の実績と、もしもそれを修正しているのであれば、その方法。資産全体で計算・開示するが、資産ごとに開示しても構わない
4 累積給付債務(ABO)	従来のように追加最小負債を計上した企業だけでなく、全企業に開示を義務づける
5 給付額	今後5年間、各年の給付額の予想、さらにその後5年(10年目まで)の合計給付額
6 掛け金拠出	(合理的な予測が完成した時点で)来期の予測拠出額を開示する
7 基礎率(算定根拠)	年金債務、年金費用を計算するための割引率、昇給率、長期の期待収益率、を表の形で開示
8 測定基準日(計測時点)	もっとも主要な制度について、資産・負債の測定基準日(決算期の3ヶ月前以降であることが条件)を開示する
9 年金資産・債務の調整(計算)過程	従来通り、資産の公正価値と債務の価値から、認識される負債に至るまでの計算・調整過程を開示する
10 四半期(中間財務諸表)ごとの開示	純年金費用の構成要素(勤務費用、利息費用、期待収益、未認識費用の償却、制度変更による損益)、及び掛け金拠出が予測と変更された場合のその変更内容を開示する

(出所)FAS資料より筆者作成

益率、年金債務とその債務が将来のキャッシュフローに与える影響、純年金費用が将来の利益に与える影響、についての情報が欲しいという要望があったとしている。

上述した開示事項の中で、1.~3.はいずれも期待運用収益(率)の水準の妥当性の評価、4.~10.は、将来のキャッシュフローや収益費用の評価に役立つ。こうして、外部からのチェックが容易になれば、年金会計については年金制度運営の公正確保に役立つだろうというのがFASBの期待なのである。

このようにFAS132の改定の目的は英国FRS17と異なり、FAS87の回廊や遅延認識を維持しつつ、業績報告をする際の、企業経営者の期待の根拠を開示させることにある。それにより、投資家は、キャッシュフローや損益についての経営者の事前の期待が適正か、事後的にはどこまで達成されたかを判断

しやすくなる。従来からの資産負債中心観と収益費用中心観の折衷的な性格には手を触れずに、財務会計基準概念書第1号の唱える「情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類似する意思決定を行うのに有用な情報を提供する」という財務報告の目的をよりよく達成しようというのである。

(2) 改定の影響

すでに2003年末の決算から、新FAS132による開示がスタートした。それが企業評価や年金制度運営に与える影響は、どの程度あるのだろうか。

まず、従来のFAS87、FAS132についての米国の研究を紹介しておく。Gold(2001)は、FAS87の下で、高い期待運用収益率を設定し、実際の運用利回りとの差を遅延認識することで、投資のリスクを小さく見せることができるとする。もちろん、FAS87で、バランスシートの脚注に開示されている実際の運用収益を確認すれば、リスクを把握することもできる。しかし、実際には投資家の多くは損益計算書や貸借対照表の数字しか分析していない。そこに現れる純年金費用やその基礎となる期待運用収益から判断していると、本来のリスクはわからない。そこで企業評価が高まるように、経営者はリスクが高いとはいえ、高い利回りが期待できる株式投資を増やすという。

また、Coronado and Sharpe (2003)は2000年以降の株価下落局面では、FAS87によって年金スポンサーの株価が過大評価されていると指摘した。すなわち、期待運用収益(=資産元本×期待運用収益率)を計算するために用いる資産元本に過去5年間の移動平均を使うことができる上、期待運用収益率を高く設定すれば、毎年の期待運用収益を大きく計上できる。2001年に配当割引モデルから推計したところでは、少なくともS&P500の構成企業で確定給付年金を持っている企業(時価総額平均)では平均で株価が5%過大評価され、特に激しい1割の企業では20%以上過大評価されていたという。

この2つの研究が正しいなら、FAS87では、高い期待運用収益率とその下で発生する数理上の差異を遅延認識するルールとが合わさって、リスクが過小

評価され、株式運用への配分を促した、ということになる。期待運用収益率の水準が適正化され、なおかつFAS87の遅延認識が即時認識に改められれば、株式への配分が減少するはずである。

ただ、改定FAS132では、遅延認識を維持している。その点を考えると、企業評価ひいては年金基金の運営に当面は影響がないかもしれない。とはいえ、投資家は、従来から年金資産の増減要因として開示されてきた当期の運用収益を、新FAS132により開示される株式や債券などの資産配分と合わせて考慮できることになる。リスクを推測し、リスクを取った結果である運用実績と比べれば、企業経営者による年金運用の成果を、事後的なリターンだけでなく、それがリスクに見合っているかという観点からも評価することができる。投資家は、年金管理者の責任と成果をより正確に把握できるようになる。それは中長期的には、企業評価や年金制度の運営に影響を与えようと考えられる。

5. わが国への影響

(1) 波及の可能性

年金会計を改定する2つの動きは、いずれわが国にも波及する可能性がある。というのも、会計基準の世界的な収斂が進みつつあるからである。

例えば、欧州共同体では2005年から、上場企業に国際会計基準による開示を義務づけ、外国企業については、その会計基準が、国際会計基準と、「わかりやすさ」「企業間の比較可能性」「信頼性」「妥当性」の4点で同等と認められる場合に限り、その基準による開示での資金調達を認めることになった。

そのため、わが国の会計基準が「同等」と認められるかどうか論点となっている。欧州委員会は、米国基準については同等と認めたものの、わが国の基準はまだ同等と認めてはいない⁹。同等と認められるには、IASに近い基準を採用せざるを得ないとも考えられる。退職給付会計もその1つである。

ここで国際会計基準の動きを確認しておく、

⁹ ただし、日本企業が起債や新株発行をする場合への、国際会計基準の強制適用は、2007年まで猶予されている。

2004 年末に改定された IAS19 では、数理上の差異の即時認識の選択を認めるのに加えて、開示事項（ディスクロージャー）の拡大・充実を決めている。新たに求められる開示項目は表 5 の通りであり、年金資産の資産配分や掛け金拠出額、期待運用収益率の根拠などは、FAS132 と共通している。このように数理上の差異の即時認識と開示の拡大のいずれもが、国際会計基準 IAS19 に盛り込まれた。

表 5：改定 I A S 19 に盛り込まれた開示事項

・ 年金会計の方針	*
・ 年金制度の概要	*
・ 年金債務の要因別増減の内訳	*
・ 積立制度・非積立制度別債務内訳	
・ 年金資産の要因別増減の内訳	*
・ 未認識債務と未認識資産の内訳	*
・ 年金費用の要因別内訳	*
・ 年金資産の資産配分	*
・ 自社株及び自社利用不動産	
・ 期待収益率の根拠の説明	*
・ 実際の運用収益	*
・ 基礎率を含む会計上の前提	*
・ 医療費用の上昇率などに対する感応度	
・ 当期及び 4 期前からの積立状況	
・ 当期及び 4 期前からの年金債務額及び企業の負債に対する比率	
・ 当期及び 4 期前からの年金資産額及び企業の資産に対する比率	
・ 翌期の予測拠出額	*

* は米国の新 F A S 132 でも開示を求められている項目。

振り返ると、2000 年に新会計基準が導入された際にも、海外の会計基準の影響があった。

当時はわが国の会計基準への国際的な信頼が低下していた¹⁰。信頼を回復するために、国際的基準に準じた会計基準の導入が急務と考えられた。そこで、

年金と一時金を統一する、発生給付評価方式により評価した債務と積立資産の差額を企業本体のバランスシートに計上する、計算根拠が合理的であることを開示する、新会計基準が導入された。

この例をみても、紆余曲折はあるとしても今後、数理計算上の差異についての即時認識や開示の拡大がいずれわが国にも波及する可能性は高い。

(2) 波及した場合の影響 = FRS17 の即時認識

¹⁰一例としてわが国企業の英文年次報告書に「この報告書は、日本で公正妥当とされている会計基準による」という注意書き（レジェンド）が記入され始めたのは、1999 年 3 月期からであった。

もしも、わが国でも英国同様に数理上の差異を即時認識した場合、企業の財務諸表や企業評価にどの程度の影響があるのだろうか。

まず、財務諸表への量的な影響を考える。英米との比較のため、先進国の自動車産業における、退職給付債務（年金債務）・資産と株主資本の割合を取り出してみると、わが国の自動車会社では、退職給付債務や年金資産の株主資本に対する割合がせいぜい

50%～60%程度であるのに対して、英米ではこの割合が 200%～600%にものぼる。他方、フォルクスワーゲンなどドイツの会社は、わが国に近い。

こうした違いは自動車産業だけではない。わが国やドイツに比べて、英米では公的年金の水準が高くない反面、企業年金が手厚い¹¹。そのため、確定給付年金を持つ大企業を同業種で比べると、年金資

産・債務が企業の株主資本や時価総額に対する割合が、わが国の数倍から 10 倍になっている。退職給付債務や年金資産の変動率が同じなら、その変動幅の株主資本に対する割合もわが国では英米より小さい。したがって、遅延認識が即時認識に改められた際に、それがバランスシートに及ぼす影響は、わが国では英米に比べかなり小さい。

では、資本や損益への影響の水準そのものはどうか。まず、資本への影響を試算するため、2001 年 3 月期、2004 年 3 月期の 2 決算期に未認識の数理計算上の差異がすべてバランスシートで認識されていると仮定した。その上で、認識された増分の内、6 割が株主資本から控除され、4 割は税効果会計により繰り延べ税金資産に計上されるとして、株主資本比

¹¹ 加えて、英国では公的年金が一部企業年金に肩代わりされているため（適用除外）、企業年金基金の資産や負債が大きくなっている。

率を計算し直して、当初の未認識の状態での株主資本比率からの低下幅を試算した（サンプルは3月期決算で決算データの連続している公開企業1022社）。

その結果、表6のように全体の加重平均では株主資本比率の低下幅は、2001年3月期では0.73%であり、2004年3月期では、その前3年間、低い運用利回りが続いたことを反映して、1.28%に広がっていた。いずれにせよ、1%前後の低下であれば、格付けなど企業評価には大きな影響はない。ただし、2004年3月期で低下幅が3%を越える企業が301社、6%を越えている企業も71社ある。これらでは、企業評価が悪化すると考えられる。

しかも、この試算は影響を過小評価している可能性が高い。というのも、わが国の現在の会計基準では、年金債務の割引率について、通常過去5年程度の優良長期債利回りの平均を使いつつ、その変動が10%以内なら、重要でないとして割引率を変更していないからである。そうではなく、FRS17やIAS19のように決算時点での長期債利回りを使った評価額に常に洗い替えていると、数理上の差異はもっと大きくなったはずである。

このように、即時認識への変更が実施された場合

表6：数理上の差異を即時認識した場合の株主資本比率の低下幅

	(カッコ内は百分比)	
	2001年3月期	2004年3月期
6%以上	18 (1.8)	71 (6.9)
5%～	19 (1.9)	39 (3.8)
4%～	46 (4.5)	80 (7.8)
3%～	78 (7.6)	111 (10.9)
2%～	197 (19.3)	212 (20.7)
1%～	560 (54.8)	408 (39.9)
0%～	101 (9.9)	94 (9.2)
0%未満	3 (0.3)	7 (0.7)
合計	1,022 社	1,022 社
低下幅の総資産による加重平均		
製造業(646社)	1.18%	2.02%
非製造業(376社)	0.42%	0.74%
全産業(1,022社)	0.73%	1.28%

サンプルは3月期決算で決算データの連続している株式公開企業1022社

$$\begin{aligned}
 & \text{数理上の差異を即時認識した場合の、修正株主資本比率} \\
 & = \frac{\text{現在の株主資本} - \text{未認識数理上の差異} \times 0.6}{\text{総資産} + \text{未認識数理上の差異} \times 0.4} \\
 & \text{低下幅} = \text{現在の株主資本比率} - \text{修正株主資本比率} \\
 & \text{(出所) 日経Needsデータより筆者作成}
 \end{aligned}$$

の財務諸表上の影響は、英米との比較では小さいとはいえ、株主資本の減少幅の絶対水準でみると、一

部の企業にとってはかなり大きいといえる。

ただ、問題はそれを評価する投資家の行動である。即時認識で変わるのはバランスシートや包括利益であり、当期利益に関係ない。株式リターンなどとの関連性を確認した米国などの実証分析では、包括利益には当期利益ほどの情報価値がない、としている。この考えなら、即時認識をしても当期利益に変化がない以上、企業評価には影響がない。

また、わが国でも、数理上の差異は未認識でも、すでに脚注には開示されている。注意深く企業評価をしている投資家であれば、脚注にある数理上の差異やその結果である積立不足を考慮して、自ら損益や財務評価を修正していたとも考えられる¹²。

脚注は見えていないけれど、包括利益だけは注目しているという変則的な投資家を想定しないと、即時認識の影響が大きいとは言いがたいのである。

(3) 波及した場合の影響 = FAS132 の開示

次に米国FAS132同様に開示の充実や拡大を求められた場合に、どのような影響があるのだろうか。

上述したように開示の拡大の目的は時価主義の徹底や資産負債観への移行ではなく、従来の業績報告の枠組みの中で、利益やキャッシュフローの、投資家による評価・予測可能性を高める点にある。

この点からみると、基礎率がより妥当な水準に設定され、純年金費用や当期利益の数字に対する信頼感が高まる、年金資産・年金債務の評価への理解が容易になる、利益やキャッシュフローの予測可能性が高まる、などの影響が考えられる。ただ、企業評価にプラスかマイナスかの判断は難しい。

定量的には、基礎率の水準が問題になろう。例えば、年金費用を抑えるために期待運用収益率が過大な水準に設定されていれば、それが適正化されることで、利益水準が低下する可能性がある。

2004年3月期における期待運用収益率の分布をみると、有効な数値のある896社平均で2.37%、標準偏差が1.13%で、9割の企業が3.5%以下、4.0%超が全体の4%(36社)となっている(表7)。

¹²米国における自動車会社の格付けにおいて、スタンダードプアーズ社はそのようなバランスシートの修正を実施している。

年金基金の平均的な資産配分では、短期資金 10%、国内債券と生命保険一般勘定が 30%、外貨建債券 10%、国内株式 30%、外貨建株式 15%、その他が 5%である。40%をしめる安全資産（短期資金、国内債券と一般勘定）の平均期待リターンが 1.5%とすると、資産全体で 4%になるには、それ以外の資産の期待リターンが 4.7%以上でなくてはならない。内外株式を中心にした資産において、4.7%程度のリターンは過大な期待とは言えない。

表 7：わが国企業の期待運用収益率の分布

(2004年3月期)	
0～0.5%以下	33
0.5%超1.0%以下	112
1.0%超1.5%以下	88
1.5%超2.0%以下	149
2.0%超2.5%以下	231
2.5%超3.0%以下	131
3.0%超3.5%以下	64
3.5%超4.0%以下	52
4.0%超5.0%以下	20
5.0%超6.0%以下	10
6.0%超7.0%以下	1
7.0%超	5
合計社数	896
平均	2.37%
標準偏差	1.13%

(出所)日経NEEDSデータより筆者作成
 また、期待収益率を意図的に高く設定し、純年金費用を低くする動機として、企業全体の収益力が低いのでよくみせたい、勤務費用や利息費用、数理計算上の差異以外の未認識債務の償却費用が高んでいるので純年金費用全体を抑えたい、などが考えられる。そこで、企業全体の収益力の指標である経常利益から年金費用を除いた利益の株主資本に対する比率、年金費用の構成項目の内、期待運用収益と関係の深い数理上の差異の償却と期待運用収益額を除いた額の株主資本に対する比率、の2つと、期待運用収益率の関係を調べてみた。しかし、この2項目と期待運用収益率との間にはほとんど相関がみられなかった。この限りでは、上の2つの動機から、期待運用収益率を高く設定しているという仮説は成り立っていない。

以上から見るかぎり、わが国の企業が期待運用収

益率を意図的に高く設定している可能性は低い。したがって、新 FAS132 のような開示の拡大が導入されても、企業評価への影響は小さいと考えられる。

6. まとめ = British か American か

本稿では、英米で起こりつつある、年金会計基準の変更について述べてきた。最後に本稿の内容をまとめつつ、両者を比較してみたい。

どちらも投資家にとって信頼性が高く、有用な情報を提供するための改正である。年金会計につきものの、基礎率に関する経営者の裁量の内容を適正化しようとしている。FRS17のように、数理上の差異を即時認識すれば、実質的に時価評価された年金債務が計上されるので、そもそも基礎率の想定の適否を問題にする必要がなくなる。他方、改定 FAS132 のように、基礎率に関して経営者の期待の根拠を開示させれば、その裁量を適正な範囲に抑えられる。

両者の違いをあげれば、FRS17 の即時認識は、時価評価した純資産を投資家に示すことが有用な財務開示であるという、資産負債観により近づくものとなっている。一方、新 FAS132 は経営者の裁量を認めながら、開示の充実を求める趣旨であり、認識において特に資産負債中心観に歩み寄ってはいない。

このように両者は共通する目的を違うアプローチで達成しようとしている点で代替的である。ではわが国でも、経営者の裁量を適正に行使させる目的で、現在の会計基準をさらに改定するとすれば、英国 (British) FRS17、米国 (American) FAS132 のどちらの内容が受け入れやすいだろうか。

企業財務、企業評価さらには年金制度運営への影響の点で、どちらが大きいかは即断できない。純資産の変動にみる定量的な影響が大きいのは、数理上の差異の即時認識である。しかし、投資家行動に影響する情報を多くもたらすかは不明だからである。

ただ、やはり、資産負債観と収益費用観の折衷的な性格を持つわが国の退職給付会計、さらに当期利益を業績報告の核とし、非経常的な変動は実現まで

損益に反映しないとする現在の会計からみて、より取り入れやすいのは米国の新FAS132のような開示の拡充であろう。これに対して、数理上の差異の即時認識を導入するには、業績報告まで含めたパラダイマティックな制度の転換が前提となる。

経営者の裁量・期待の適正化と言う目的を、より小さな移行コストで達成できるのは、米国式の開示の拡充である。特に期待運用収益率の妥当性や年金資産の運用方針を外部の投資家が把握できるようにする上では、まだ開示されていない、年金基金の資産配分、年金資産の実現利回り、の開示の効果が大きい。他方、その場合には、数理上の差異については、英国式の即時認識ではなく、遅延認識と注記開示で十分という議論も成り立つ¹³。

<主要参考文献>

- Clark, G.,L.(2003) *European Pensions & Global Finance*, Oxford University Press, Chapter4
- Coronado, J. L., and S. A. Sharpe, (2003), "Did Pension Plan Accounting Contribute to a Stock Market Bubble?", *Brookings Papers on Economic Activity*, 1:2003
- Gold, J., (2000), "Accounting/Actuarial Bias Enables Equity Investment by Defined Benefit Pension Plans", Working Paper,Pension Research Council
- Klumpes P., Yong Li, and M. Whittington(2003), "The impact of UK accounting rule changes on pension terminations", Working Paper, Nottingham University Business School
- Myners,P., (2001), "Institutional Investment in the United Kingdom. A Review", H.M.Treasury,
- 浅野幸弘(2004)「年金と企業価値」証券アナリストジャーナル42巻5号証券アナリスト協会
- 今福愛志(1996)『企業年金会計の国際比較』中央経済社
- 今福愛志(1998)「退職給付会計基準の役割と課題」『企業会計』50巻11号、中央経済社、pp.56 - 63、

今福愛志(2004)「年金会計基準をめぐる国際的動向(講演録)」『みずほ年金レポート』No.56、みずほ年金研究所

岩田豊一郎・深澤寛晴(2004)「退職給付債務問題と企業価値」『証券アナリストジャーナル』42巻5号、伊藤邦雄・徳賀芳弘・中野誠著(2004)「従業員給付会計の展望」伊藤邦雄編『年金会計とストックオプション』中央経済社

三菱信託銀行FAS研究会訳(1997)『米国の企業年金会計基準と適用指針』東京白桃書房

大日方隆(2002)「利益の概念と情報価値(2)」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社

大塚成男「会計基準における利益観」『企業会計』55巻1号中央経済社

斎藤静樹「総括と補足」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社

佐々木隆文(2004)「退職給付債務の特性と投資家による評価の変化」『証券アナリストジャーナル』42巻5号、証券アナリスト協会、pp.21-34

徳賀芳弘(1999)「負債の評価基準の動向と展望」醍醐聡編『国際会計基準と日本の企業会計』中央経済社

徳賀芳弘(2002)「会計における利益観」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、pp.147-177

辻山栄子(2002)「利益の概念と情報価値(1)」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、

白杵政治(2003)「企業年金に関する会計基準と資産運用・制度運営の関係について」『年金と経済』22巻2号、年金総合研究センター

白杵政治(2004)「会計基準再見直しの動き」日経金融新聞2004年11月24日、12月1日

弥永真生(2004)「評価差額と業績表示」伊藤邦雄編『時価会計と減損』中央経済社

(執筆にあたり、日本大学経済学部今福愛志教授、みずほ年金研究所小野正昭主席研究員から貴重なご意見をいただいたことを、謝して記す。もちろん、ありうべき誤りは筆者の責に帰す)

2005年4月15日受理

2005年5月30日採択

¹³数理上の差異は注記開示されていけば十分であり、即時にバランスシート上の純資産に反映させる必要はないという主張は、英国でも、Myners(2001)の報告書に盛り込まれていた。